

第4章 施策の推進

1 施策体系

基本理念の実現に向けた3つの基本目標を踏まえ、地域福祉を推進していくための体系を以下に整理します。

基本理念	基本目標	基本施策	具体的な取り組み	
地域で育てる 支え合う ふだんの くらしの しあわせづくり	1 共生の 意識づくり ・人づくり	(1) 福祉教育の推進	①学校における福祉教育の推進	
			②地域における福祉教育の推進	
		(2) 互助意識の醸成	①意識啓発・交流活動の推進	
			①地域活動、ボランティア活動に関する啓発	
		(3) 人材育成（地域の担い手、ボランティアなど）	②ボランティア活動への場の支援	
			③地域福祉活動に参加する人材の育成	
			④若者によるボランティア活動の活性化	
			(1) 小地域福祉活動への支援・活性化	①小地域福祉活動の充実
				②地域における見守りネットワークの充実
	③民生委員・児童委員活動への支援の充実			
	④世代間の交流			
	⑤助成金の交付			
	2 地域の きずなづくり	(2) 地域ネットワークの構築と周知	①社会資源のコーディネート機能の充実	
			②社会福祉法人等の連携推進	
		(3) 住民活動の支援	①「顔の見える地域づくり」の実践	
			②地域における交流の場・拠点づくりへの支援	
		(4) 防災・防犯活動の促進	①防災・防犯の地域づくりの促進	
	(5) 福祉団体、市民グループの活動の促進	①団体活動（市民活動団体、福祉関係団体等）への支援の充実		
		②ボランティア活動促進のための支援		
	3 地域福祉の しくみづくり	(1) 福祉施策実施体制の充実	①組織内連携、組織間連携の充実強化	
			②緊急措置対応	
(2) 包括的な相談支援体制の充実		①相談体制の充実		
		①福祉サービスの充実に向けた支援		
(3) 福祉サービスの充実		②移動に関する支援		
		(4) 重点的な対応が必要な市民への支援強化	①多様な課題への対応	
②生活困窮者の自立支援				
③外国人住民への支援				
④再犯予防活動の支援				
(5) 情報提供の充実		①制度やサービスに関する情報の提供		
		②市ホームページや広報紙を活用した意識啓発		

2 施策の方向性・具体的な取り組み

基本目標1 共生の意識づくり・人づくり

身近な地域には、年齢や家族形態、健康状態、生活状況について、多様な課題を抱えた人が暮らしています。地域のつながりの希薄化が進み、お互いに関わりを持ったり、地域の活動に関心を持ったりする人が減っており、同じ地域で生活しているという意識が弱くなっています。

今後は、地域にどのような人が住み、生活しているか、どのような支援が必要か、どのような活動があるか、地域住民一人ひとりに関心を持っていただき、地域を知り、福祉を学び、さらには地域の活動を知って参加していただくため、様々な取り組みを進めていきます。

(1) 福祉教育の推進



【現状と課題】

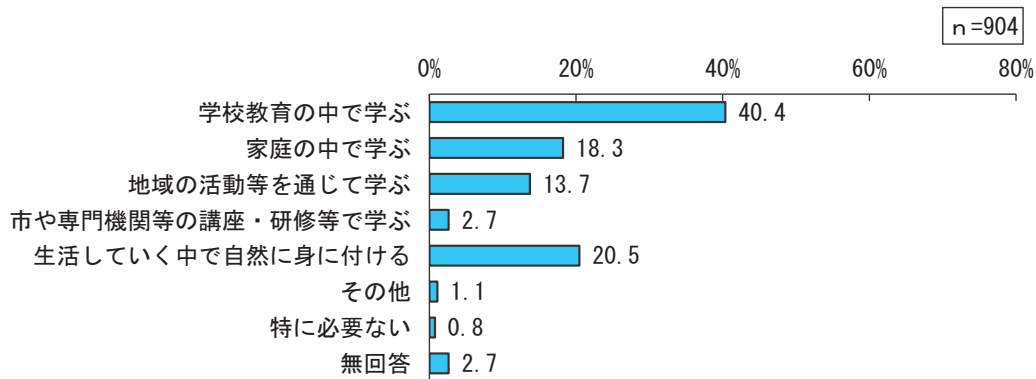
「地域の福祉は、行政と住民が協力して支える」という意識の醸成

市民アンケートによると、期待する福祉施策の方向性について、「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」が32.3%となっており、行政主体の福祉サービスの提供を期待する回答が多くみられます。

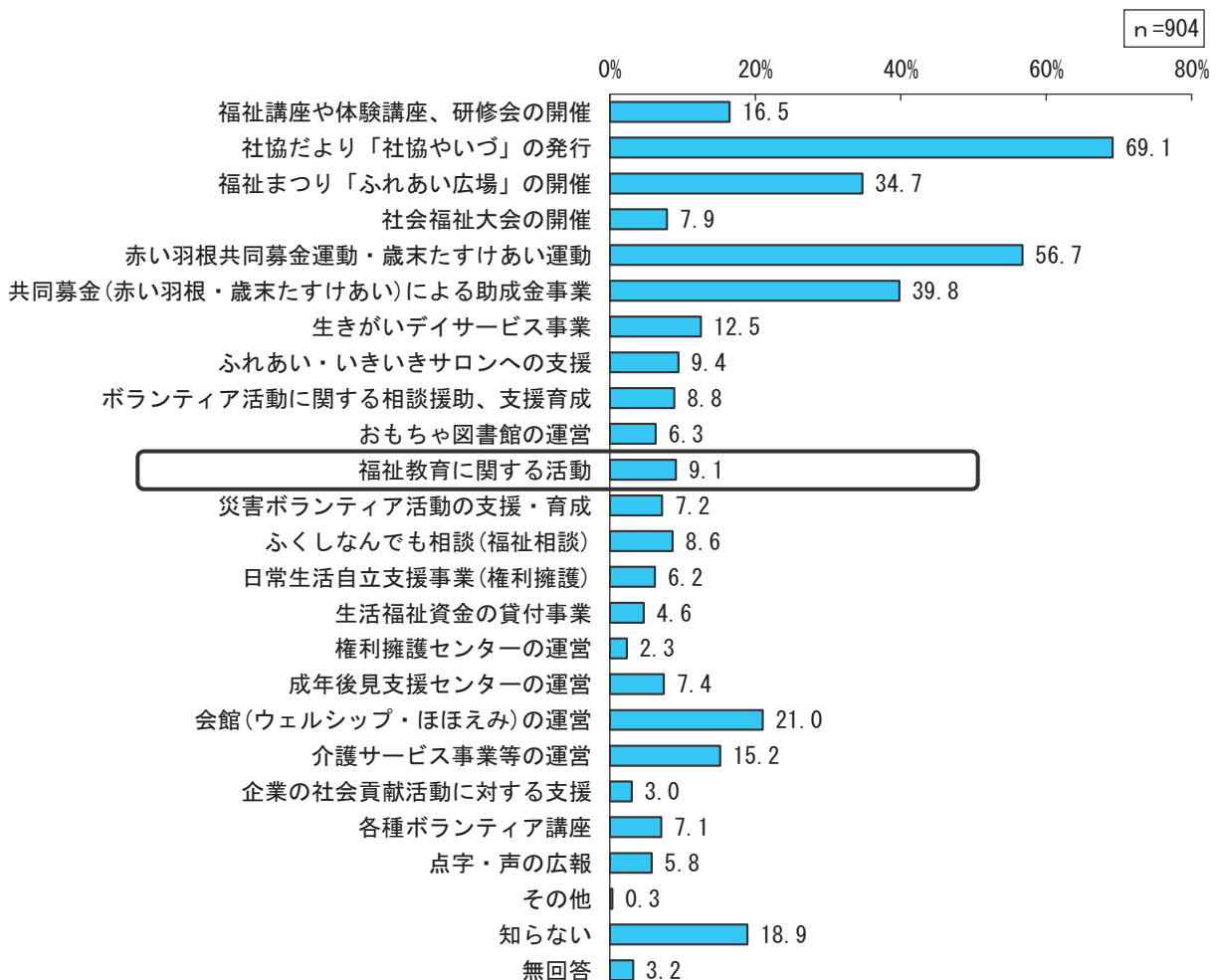
また、「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」が31.5%、「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできるまち」も23.7%となっており、「行政と地域住民」や「家庭や地域」など、幅広い主体が支え合って、ともに取り組んでいくという意識の醸成が必要です。

幼少期から高齢期まで、福祉を学び続ける環境の整備

市民アンケートによると、子どもへの福祉教育で重要なことは、「学校教育の中で学ぶ」が40.4%となっており、学校教育への期待が高くなっています。その一方で「生活していく中で自然に身に付ける」が20.5%、「家庭の中で学ぶ」が18.3%みられ、地域や家庭の中において学べる意識を持っている人も多くみられます。



また、社会福祉協議会の取り組み内容として、「福祉教育に関する活動」を知っているという回答が9.1%にとどまっており、福祉教育活動が浸透していないことがうかがえます。



今後は、幼少期から学校及び地域で行う福祉教育を、高齢期になっても学び、意識を高めていけるよう、福祉教育の環境を整備・改善するとともに、市民に福祉教育の重要性や有効性を周知し、研修や講座への参加を促すことが必要です。

【施策の方向性】

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの年齢・発達に応じた福祉教育を推進します。
- 子どもから高齢者まで、あらゆる年齢層の人が福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう取り組むとともに、社会福祉協議会との連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を推進します。
- 地域共生社会とは何か、福祉とは何か、地域で支援が必要な人はどのような人か、など、福祉についての情報を提供し、考えるきっかけづくりを推進します。

【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○学校において、福祉教育を推進します。 ○福祉の必要性、重要性、福祉活動への参加促進についての情報発信を図ります。 ○福祉関連の講座を開催するとともに、実施内容の充実、講座開催の情報発信を行い、より多くの市民の参加を呼びかけます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域において、「特別ではない、生活の中の福祉」を発信し、市民に福祉への理解と関心を持っていただけるよう福祉教育の充実に取り組みます。 ○全世代の人が福祉の視点を養える事業を展開します。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉について、学校で学んだことを、家庭に持ち帰って家族で話してみましよう。 ○地域の福祉活動、行事等に関心を持ち、可能な範囲で参加しましょう。

【具体的な取り組み】

①学校における福祉教育の推進

事業名	事業の概要	担当
小・中学校における福祉教育の推進	授業の中で福祉についても取り上げ、子どもたちが福祉について考える機会を作ります。	学校教育課
福祉教育実践校連絡会事業	福祉教育実践校担当教員との連絡会を開催し、福祉教育メニューの提供や相談に応じ、学校における福祉教育が円滑に進められるよう支援します。	社会福祉協議会

②地域における福祉教育の推進

事業名	事業の概要	担当
楽しく学ぶ「ふくしのススメ」開催事業	<p>地域で暮らす様々な人が講師となって福祉について学ぶ機会を提供します。</p> <p>多くの地域住民が、一緒に当事者の体験や福祉活動の話の聞いたり、福祉体験をする講座づくりに努めます。</p>	社会福祉協議会
出前講座事業	<p>市内の小・中学校において進める福祉教育が円滑に進むよう、講師の派遣等、活動支援を行います。</p> <p>地域においても、住民が行う研修や講座の講師として職員が出張します。</p>	社会福祉協議会
認知症サポーターの養成	<p>小・中学校や企業、地縁組織など幅広い年代を対象に認知症の人とその家族を見守る、身近な応援者となる認知症サポーターを養成します。</p>	地域包括ケア推進課
手話通訳者の育成	<p>聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持つ市民を対象に手話学習を行い、手話奉仕者の養成へつなげ、聴覚障害者のコミュニケーションを支援する人材を育成し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。</p>	地域福祉課

《認知症サポーター養成講座》



(2) 互助意識の醸成



【現状と課題】

「住民がお互いに助け合える地域づくり」に向けた意識づくり

市民アンケートによると、誰もが安心してともに暮らせる地域になるために大切だと思う取り組みについて、「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」が37.5%で最も高い割合となっています。また、「手助けできる」ことは、「安否確認や声かけ」が56.9%で最も高くなっています。

今後は、より多くの市民が互助の意識を持てるための機会や、行動に移すきっかけを持つことが必要です。意識を持つ者同士がつどい、学び、行動することを繰り返しながら、地域福祉の必要性、役割、方向性を考え、互助意識を醸成していくことが必要です。

「福祉」や「互助」の意識・関心を高める取り組み

市民アンケート調査の自由意見の中で「支援を受ける必要もなく、近所で対象となる人もいないため、関心を持っていない」という意見や、福祉の対象を問う設問について「福祉の対象を限定することがおかしい」や「全部が対象」など、福祉についての意識が多様であることがうかがえます。

今後は、「福祉」や「互助」などの意識・関心を高めるための取り組みが必要です。また、市や社会福祉協議会の主催で行われている行事の際や各種媒体を活用した情報発信も必要です。

【施策の方向性】

- 障害の有無や年齢などに関わらず、一人ひとりがお互いに尊重し認め合い、すべての人が役割や生きがいを持って社会参加し、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進します。
- 「支える人」と「支えられる人」という関係ではなく、地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手であり、お互いが必要とするときに支え合える意識を市民が共有できるよう、広報・啓発活動を進めます。
- 地域を知り、身近で生活している人の状況をお互いに認識し合えるよう、学びや交流の機会を設け、互助意識を高めていくとともに、多くの市民と意識の共有・醸成を図ります。

【役割分担】

<p>市の役割</p>	<p>○社会福祉協議会とともに、意識啓発・交流活動のためのイベントを開催し、市ホームページや広報紙等を活用して、情報発信を行います。</p> <p>○市ホームページや広報紙等を通じて、「福祉」や「互助」等に関する情報発信を行います。</p> <p>○偏見や差別の解消に向けて、「心のバリアフリー」に関する広報・啓発を行います。</p>
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<p>○市とともに、意識啓発・交流活動のためのイベントを開催します。また、住民との協働による事業内容の検討・改善を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会ホームページや広報誌等を通じて、「福祉活動」等に関する情報発信を行います。</p> <p>○大会や行事等の終了後は、参加者・来場者の反応や満足度の検証を行い、様々な改善に努めます。</p>
<p>市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)</p>	<p>○身近にどのような人が暮らしているのか、関心を持ちましょう。</p> <p>○日頃から、近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけあったりしましょう。</p> <p>○地域のイベントや活動に積極的に参加し、地域での助け合い・支え合いについて考えましょう。</p>

【具体的な取り組み】

①意識啓発・交流活動の推進

事業名	事業の概要	担当
<p>社会福祉大会の開催 (共催)</p>	<p>社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者を表彰し感謝の意を表するとともに、本表彰を通して、優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及を図ります。</p>	<p>地域福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>地域活動支援センターの活用</p>	<p>障害者の自立を支援する地域活動支援センターにおいて、地域交流活動・生産活動・レクリエーション等の機会を介し、障害者同士や地域住民との交流を深め、自立と社会参加の促進を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>「障害者週間」の啓発 広報</p>	<p>「障害者週間」に、障害への理解を促進するため、広報紙に啓発広報を掲載します。また、障害者自立支援ネットワークを介し、一般市民への周知啓発活動を行います。</p>	<p>地域福祉課</p>

事業名	事業の概要	担当
権利擁護制度の利用 推進・周知	成年後見支援センターと連携しながら、チラシ、 広報紙、講演会等で権利擁護支援や相談窓口、利 用することによるメリットの周知をし、成年後見 制度等の理解を広めます。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
焼津市「福祉を育てる 市民運動」推進協議会 主催事業	市民の社会福祉への理解と交流を深めるため、 時代にあった方法で福祉を育てる市民運動を進め ていきます。	社会福祉協議会



(3) 人材育成（地域の担い手、ボランティアなど）



【現状と課題】

より多くの市民にボランティア活動に参加していただける仕組みづくり

市民アンケートによると、ボランティア活動に参加した経験について、「参加したことはない」が68.5%で最も割合が高く、次いで「過去に参加したことはあるが、今は参加していない」が18.9%、「参加している」が9.2%となっています。

また、年齢層が高くなるほど参加している割合は上昇していますが、50歳代以下では5%未満となっています。

今後は、幅広い年齢層の市民にボランティア活動に参加していただけるよう、意識啓発や活動状況の情報発信等が必要です。

また、地域福祉の推進を担う人材を育成していくために、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げ、地域福祉活動に関わる人材を育成することが必要です。

【施策の方向性】

- 市民が、日常の中で支え合いやボランティア活動を開始・継続できるよう、各種講座の運営やサポートなどを行っていきます。また、一般市民が参加しやすくなるよう、情報発信に努めます。
- 市・社会福祉協議会が連携し、地域における福祉活動の核となるリーダーやキーパーソンを発掘し、育成するバックアップ体制を作っていきます。
- 幅広い世代の市民が地域に関心を持ち、地域活動の担い手となるよう、中学生、高校生からボランティア教育を進め、意識の普及・啓発や活動への参加を促進します。
- ボランティア活動への支援を充実させ、市民ニーズとボランティア活動をマッチングさせる仕組みを作ります。
- 大学や企業と連携して、学生や就業者のボランティア活動を促進するとともに、ボランティア活動に関心の高い若者の発想や意見、行動力を地域福祉の活動に積極的に取り入れていきます。また、若者主体の新たな活動が具体化したときや、相談を受けたときは、関係機関や団体等と連携しながら、活動を支援していきます。

【役割分担】

市の役割	<p>○学校を通じてボランティア人材の育成、中・高生のボランティア活動を支援します。</p> <p>○社会福祉協議会とともに、地域での活動の核となるキーパーソンを発掘し、人材育成、活動支援、連携を図ります。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>○市とともに、地域での活動の核となるキーパーソンを発掘し、人材育成、活動支援、連携を図ります。</p> <p>○ボランティアのニーズと活動する人材をマッチングさせるため、相談体制を充実します。</p> <p>○ボランティア活動に関する講座を開催し、学びの機会を提供します。</p> <p>○地域での新たな活動に対して、関係機関や関係団体等と連携しながら、活動を支援します。</p>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<p>○ボランティア活動に関心を持ち、講座や活動に参加してみましょ</p> <p>○身近なボランティア活動、地域活動に参加してみましょ</p> <p>○ボランティア活動に参加するときには、身近な人にも声をかけましょ</p> <p>○家族でボランティア活動について話し合ってみましょ</p> <p>○ボランティア活動に興味を持ち、自ら団体を設立したいときは、積極的に取り組みましょ。また、必要があれば、社会福祉協議会に相談しましょ</p>

【具体的な取り組み】

①地域活動、ボランティア活動に関する啓発

事業名	事業の概要	担当
広報誌、チラシを使った啓発活動の充実	ボランティア活動の紹介や募集を広報誌だけでなく啓発チラシ等を作成し、人の集まる施設に掲示するなど啓発に努め、活動希望者の増加につなげていきます。	社会福祉協議会
ボランティア養成講座の開催	市民の多くがボランティア活動に関心を持ち、心得や基本的な考え方を学ぶための講座、活動を紹介する講座を開催します。	社会福祉協議会

②ボランティア活動への場の支援

事業名	事業の概要	担当
ふくしの広場ボランティアビューローの機能の充実	市内を拠点に活動するボランティアグループや福祉団体が、活動しやすい場として充実していきます。	地域福祉課 社会福祉協議会

③地域福祉活動に参加する人材の育成

事業名	事業の概要	担当
青少年ボランティア 人材バンク事業	中・高生に社会参加の機会を提供し、ボランティア活動へ参加できる体制を整備します。	スマイルライフ推進課
市民協働人材育成講座	市民との協働によるまちづくりを推進するために、講座を開催し、まちの課題解決に中心となって取り組む人材の育成を行います。	市民協働課
ボランティア相談事業	ボランティア活動を始めたい人やボランティアを必要としている人に対して、ボランティア活動に関する様々な相談に応じます。	社会福祉協議会

④若者によるボランティア活動の活性化

事業名	事業の概要	担当
わんぱく寺子屋事業 (静岡福祉大学への委託)	静岡福祉大学と連携し、学生が地域住民を対象としたイベント企画・運営(地域福祉実践活動など)を行う支援を実施していきます。	家庭・子ども支援課



基本目標2 地域のきずなづくり

これまでも、地域社会の中には住民同士の支え合い、助け合いが行われてきましたが、近年では参加者の減少や固定化、高齢化など、活動に課題が生じています。住民同士のつながりは、何気ない日常生活では安心感につながり、災害や感染症の流行等の緊急時にはお互いに支え合う心強さにつながります。

今後は、身近な中学校区単位の小地域での活動や地域住民同士の助け合い・支え合いの仕組みの構築・充実、福祉関連の団体やグループの活動支援を進めていく必要があります。また、住民同士の交流の拠点としての居場所づくりや住民の安全を守るための防災・防犯活動の促進に向けて、様々な取り組みを進めていきます。

(1) 小地域福祉活動への支援・活性化



【現状と課題】

小地域福祉活動の認知度を高める取り組みの推進

市民アンケートによると、中学校区単位で組織されている「地域福祉推進委員会」の認知度について、「知らない」が73.0%で最も割合が高く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」が20.1%、「名前も知っているし、活動内容も知っている」が4.2%となっています。

また、相談先として「地域福祉推進委員会」と回答した人は3.0%となっています。

今後は、身近な地域の福祉活動の中心である「地域福祉推進委員会」の認知度を高めるとともに地域住民の参加や活動への理解向上が必要です。

相談相手としての民生委員・児童委員の認知度向上

地域の身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員を相談先として挙げた人は7.6%にとどまっています。特に、30歳代以下では0%となっており、若い世代には民生委員・児童委員の存在が浸透していないとみられます。

今後は、分野を問わず身近な相談相手である民生委員・児童委員の存在や役割等の理解促進、将来的な人材確保に向けた取り組み、啓発が必要です。

地域の見守り強化による、暮らしやすさの向上

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害のある人がいる世帯等を見守りながら援助する「ふれあいネット」について、支援を必要とする市民に利用していただけるよう、さらなる利用促進を図り、登録者増によりいつまでも安心して地域に住み続けられるよう、暮らしやすさの向上につなげます。

【施策の方向性】

- 市内各地域において地域福祉推進委員会の認知度を高め、活動を活性化し、地域福祉の充実を図っていきます。
- 民生委員・児童委員は、市民の身近な相談者であり、住民と行政機関とのパイプ役を担うなど、福祉活動の重要な推進者です。こうした活動を支援するため、その役割について、地域住民の認知度を上げ、いざというときに、相談や協力ができる環境を作っていきます。
- 普段の近所付き合いの中での、緩やかな見守りや民生委員・児童委員との連携によって安心した暮らしを継続する「ふれあいネット」の活動を推進します。

【役割分担】

市の役割	○民生委員・児童委員の活動内容の啓発、活動の支援を行います。
社会福祉協議会の役割	○地域住民を対象に、地域福祉推進委員会の存在、活動内容等を啓発し、各活動の認知度向上に努めます。 ○ふれあいネット事業の啓発と利用促進を図ります。また、事業の必要性を市民に周知し、協力していただける地域住民の確保を図ります。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	○地域の住民同士であいさつを交わしたり、お互いに関心を持ち、顔の見える関係づくりをしましょう。 ○自分が住んでいる地域の民生委員・児童委員や地域福祉推進委員会を確認してみましょう。 ○地域での行事や活動があるときは、身近な人に声をかけ、活動・参加の輪を広げましょう。 ○ふれあいネット事業など、地域住民の協力が必要な事業を知ったり、協力を求められたりしたときは、可能な範囲で事業に参加しましょう。

【具体的な取り組み】

①小地域福祉活動の充実

事業名	事業の概要	担当
地域福祉推進委員会の支援事業	地域福祉推進委員会は、社会福祉協議会や第2層地域ささえあい協議体との情報共有を積極的に行い、新たに創出された社会資源（居場所、ミニデイなど）があれば地域に情報提供します。また、地域の生活課題を把握し、社会福祉協議会や第2層地域ささえあい協議体と連携した住民主体の福祉活動を行います。地域福祉推進委員会の第2層地域ささえあい協議体等と連携した住民主体の福祉活動に対し、活動費助成や活動促進のための支援と地域力の向上・強化のための支援を行います。	社会福祉協議会
職員の地区担当制	職員の地区担当制において、アウトリーチを徹底し、地域とのより密接な支援体制を築きます。	社会福祉協議会

②地域における見守りネットワークの充実

事業名	事業の概要	担当
高齢者あんしんサポート事業（新聞や郵便の配達を通じた安否確認）の推進	市内新聞販売店等の協力のもと、新聞等の配達を通じて、高齢者の異変などにいち早く気づき、必要な支援などの対応が図れるよう見守りを行います。	地域包括ケア推進課
ふれあいネット事業	高齢者や重度の障害を持つ人の近所の人に、見守り員として登録いただき、緩やかな見守り活動を行います。	社会福祉協議会

③民生委員・児童委員活動への支援の充実

事業名	事業の概要	担当
民生委員・児童委員の活動環境の整備と活性化	市が事務局となり、地域福祉を推進する民生委員・児童委員の活動を相談窓口の紹介や情報提供等を行うことにより支援します。	地域福祉課

④世代間の交流

事業名	事業の概要	担当
世代間交流事業	園児が高齢者福祉施設等を訪問したり、地域のお年寄りを幼稚園・保育所（園）に招待し、季節的行事や伝承遊びを通して、世代間の交流を図ります。	保育・幼稚園課

事業名	事業の概要	担当
地域の人々に学ぶ事業	放課後児童育成健全事業（放課後児童クラブ）において、登録ボランティア（地域のお年寄りなど）による自然体験や勉強等の指導を通じて、子ども達と交流を図りながら、健やかな育ちを支援していきます。	家庭・子ども支援課

⑤助成金の交付

事業名	事業の概要	担当
赤い羽根共同募金助成事業（共同募金会事業）	地域住民が赤い羽根共同募金を地域福祉活動に活用し、赤い羽根共同募金の使いみちについて理解を深めてもらうよう、申請方式による助成金事業を実施します。受付後は、審査会で助成決定を行いますが、助成状況や審査会の意見を参考に、時代に合わせて事業執行の改善を図りながら実施します。	社会福祉協議会
歳末たすけあい募金助成金事業（在宅助成／地域福祉活動助成）	<p>新たな年を迎える時期に、経済的に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように、申請方式により助成します。また、該当者に小学校入学、中学校入学、中学校卒業の児童生徒がいる場合には、新入学祝い金をお渡しします。（在宅助成）</p> <p>年末や新年に地域住民の誰もが参加できる自治会や福祉施設・団体等の活動に対し、申請方式により助成します。また、助成状況や時代に合わせて事業執行の改善を図りながら実施します。（地域福祉活動助成）</p>	社会福祉協議会

《居場所づくり講座》



(2) 地域ネットワークの構築と周知



【現状と課題】

「手助けしてほしいこと」と「手助けできること」の適切なマッチング

市民アンケートによると、「手助けしてほしいこと」では「安否確認や声かけ」と「災害時の手助け」の回答が多くみられます。また、「手助けできること」では「安否確認や声かけ」、「話し相手や相談相手」、「災害時の手助け」の回答が多くみられます。回答の内容は、年齢や同居している家族によって傾向に違いがみられます。

今後は、地域にどのような人が生活し、どのような支援を必要としているのか、地域住民同士で何を助け合えるのかを話し合い、相互に助け合える内容のマッチングを続けていくことが必要です。

地域での助け合い、支え合いのための体制づくり

現在、住民同士の支え合い活動を考える「地域ささえあい協議体」を中学校区単位で設置しています。

今後は、それぞれの地域の状況に応じて必要な支援、緊急性の高い支援、その実現に必要な支援体制等の充実を進めていくことが必要です。

また、「ともに生きる豊かな地域社会」を目指し、地域の社会福祉法人と住民が連携しながら地域に不足している活動や人材、資源等を検証し、必要な社会資源を創出する取り組みが求められています。

【施策の方向性】

- 地域において、住民同士が互いを知り、必要な支援や地域の社会資源を確認し、助け合うために必要な情報を共有できる環境を整備します。
- 地域に住む人の経験や団体の活動を地域全体の財産として生かし、地域で支え合える基盤づくりを進めます。また、地域に不足している活動や資源、これから起こしている支援や基盤を確認し、新たな資源の創出・活性化を目指します。
- 生活支援コーディネーターや協議体など、今後の活動に必要な人材の確保・育成を図ります。
- 社会福祉法人の「連携・協働化」の構築を進めます。

【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーター、協議体に必要な人材の確保・育成を図ります。 ○地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もがいくつになっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、多様な社会資源の創出に向け協議を行う「地域ささえあい協議体」の理解促進と周知に努めます。 ○生活支援コーディネーターの確保・育成や協議体の充実を図ります。 ○社会福祉協議会が社会福祉法人として地域に還元できる活動の創出と地域に求められる法人を目指し、市内の社会福祉法人と強固な連携体制を築きます。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ○自分が持っている知識や技術、経験等を活用し、地域活動に参加しましょう。 ○地域でどのような団体がどのような活動をしているのか、確認してみましょう。

【具体的な取り組み】

①社会資源のコーディネート機能の充実

事業名	事業の概要	担当
生活支援体制整備事業	<p>地域での住民主体の支え合いや、様々な人と機関との連携による地域の支え合い活動の発掘、新たな支え合い活動推進の役割を担う生活支援コーディネーター事業を実施します。</p> <p>さらに、「地域ささえあい協議体」により、住民や地域の関係機関が生活支援コーディネーターと協力し、定期的な情報共有及び連携強化を図ります。</p> <p>第1層地域ささえあい協議体は、市、第2層地域ささえあい協議体と連携して情報共有を行い、今後市全体で取り組む必要のある課題を把握し、住民同士のささえあい活動が一層進むよう啓発を目的とした講演会や担い手づくりを行います。また、住民同士のささえあい活動では解決が難しい課題については、市へ課題提起を行います。</p> <p>第2層地域ささえあい協議体は、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員、地域ふれあいサロン、地域包括支援センター等の地域の多様な関係者の協力を得て、地域住民のニーズを把</p>	<p>地域包括ケア推進課 社会福祉協議会</p>

事業名	事業の概要	担当
	<p>握し、多様な社会資源の創出に向け協議を行い、住民主体の福祉活動の一層の強化を図ります。創出した社会資源は、地域で情報共有を図り、誰もがいくつになっても住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを行います。</p> <p>第1層協議体：市全体 第2層協議体：中学校区</p>	
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	<p>子育ての援助を受けたい人（会員）と援助を行いたい人（会員）との相互支援活動の連絡・調整等を運営し、地域の子育てと仕事の両立を応援します。</p>	子育て支援課

②社会福祉法人等の連携推進

事業名	事業の概要	担当
社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業	<p>焼津市社会福祉法人連絡会において、社会福祉法人の協働事業や公益的な活動の取り組みについて協議・検討します。</p>	社会福祉協議会



(3) 住民活動の支援



【現状と課題】

各種サロンでの交流の促進

令和2年度（令和3年1月現在）、「地域ふれあいサロン（ミニデイサービス、居場所、子育てサロン等の通いの場の総称）」は82か所で運営されています。それぞれの対象や地域の状況に応じて、活動を続けており、計画どおりの運営を続けています。

今後は、より多くの市民に参加していただくとともに、これまで参加経験のない市民の参加、参加者同士の相互理解の促進、活動場所の拡充など、地域の誰もが気軽に集まれる交流拠点として、サロン活動の充実が必要です。

多くの市民が参加しやすい拠点の設置・運営

市内では、子どもから高齢者、障害を持つ人等を支援するボランティアグループが活動をしていますが、福祉の対象は次第に拡大しており、近年では依存症や生活困窮者・貧困層、DV被害者、犯罪被害者・加害者家族等も対象として考えていく必要があります。これらの人たちは、悩みの深さや困窮状況が外部から見えず、わかりにくいケースや、地域との関わりを持たない、持ちたがらないケースもみられます。

今後は、どのような状況の人でも参加でき、参加することで安心感を持ち、地域内での支え合いにつなげられるよう、参加しやすい拠点の設置・運営が必要です。

【施策の方向性】

- 地域における交流の場や活動の拠点づくりを引き続き支援していきます。利用したい人、居場所を必要とする人が気軽に利用できるよう「地域ふれあいサロン」等の周知にも努めます。
- ボランティアや福祉団体の活動が活発化するよう、「場」の提供や拠点づくりの支援を続けていきます。
- 多様化する市民のニーズを見極め、いきいきした地域づくりや市民の学ぶ場を引き続き提供し、市民による各種活動につながるよう支援していきます。
- 表面化しづらい課題を抱えた人が参加し、悩みの共有や課題の理解促進につながる場の設置、運営を進めるとともに、これらの活動を周知することで、特に支援を必要とする人の情報アクセスがしやすくなるよう、発信方法や内容を検討します。

【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン活動の支援、拡充を支援します。 ○活動拠点となりうる施設、場所の選定、調整を行います。 ○サロン等の通いの場の内容や趣旨、意義等の情報発信を行い、支援を必要とする人、孤立しやすい人の参加促進につなげます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが参加しやすく、対象を限定しない地域の通いの場の拡充と支援を図ります。 ○制度によるサービスだけでなく、住民同士で支えることの意義について、住民が理解し納得できるよう働きかけを行います。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の公会堂や施設等を地域活動のために積極的に活用しましょう。 ○身近にあるサロン活動について調べてみましょう。また、参加したい、悩みを知ってほしい、などの希望があるときは、遠慮なく参加しましょう。 ○サロン活動の運営に興味を持ったら、運営の立場で参加しましょう。また、新たなサロン等の通いの場を設立し、運営しましょう。

【具体的な取り組み】

①「顔の見える地域づくり」の実践

事業名	事業の概要	担当
「居場所づくり」の推進	地域住民が気軽に集まれる「居場所」を住民主体でつくり、運営できるよう、市内各地域で設立のための講座を開設し、活動を促進します。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会

②地域における交流の場・拠点づくりへの支援

事業名	事業の概要	担当
地域ふれあいサロン (ミニデイ・居場所・子育てサロン) 推進事業	年2回の連絡会を開催し、情報交換の場を設けます。また、サロンへのアウトリーチを定期的に行い、活動上の相談に応じるとともに、活動費助成を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
おもちゃ図書館運営支援	おもちゃ図書館のPRと、活動に対する支援を行います。	社会福祉協議会
さわやかクラブ(老人クラブ) 活動への支援	高齢者の生きがいとなる活動や健康づくりを行うさわやかクラブ(老人クラブ)の活動に対して支援します。	地域包括ケア推進課

(4) 防災・防犯活動の促進



【現状と課題】

「防犯、防災活動の充実」の期待への対応

市民アンケートによると、誰もが安心して暮らせる地域になるために大切な取り組みとして「防犯、防災活動の充実」は29.1%と、比較的高い割合となっています。また、災害から身を守るために地域で最も重要だと思うものについて、「隣近所の助け合い」が41.5%で最も高い割合となっています。

今後は、地域住民が参加しながら、地域の防犯、防災意識を高めるとともに、地域住民の安全・安心のための活動に必要な支援の実施が必要です。

災害時に備えた災害ボランティア本部機能の充実

現在、定期的に災害ボランティア本部開設訓練を行い、発災時にスムーズな対応ができるよう備えています。訓練を行う際は、各関係機関等と連携を図って行うことが重要になります。

今後は、この取り組みを継続し、災害時に適切な被災者支援を行えるよう、災害ボランティア本部機能を充実していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 高齢者や子どもをねらった犯罪等を防止するため、防犯に必要な視点・着眼点を共有して地域ぐるみの見守りを促進するとともに、防犯活動に取り組む団体との連携強化を進めます。
- 市内で発生した犯罪情報等を市民向けに発信し、防犯意識の啓発、防犯活動の促進を図り、被害防止につなげていきます。
- 地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを進めます。
- 避難行動要支援者への支援に当たっては、平時から避難行動要支援者を把握し、その情報を市の防災担当や福祉担当だけでなく、自治会組織も含めて共有することが重要であり、避難行動要支援者台帳と避難行動要支援者避難支援計画の作成を推進します。
- 災害時に適切な被災者支援を行えるよう、災害ボランティア本部機能を充実していきます。

【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの登下校時の見守りや、高齢者の消費者被害の防止に向けて、地域ぐるみの防犯活動の促進、防犯に向けた情報発信を行います。 ○地域での防災意識の重要性を周知し、防災活動を促進します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○発災時のスムーズな災害ボランティア本部の立ち上げと、運営等に向けて、定期的な訓練等を行います。 ○災害ボランティアの活動内容の周知と養成を行います。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ○近所の子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないように見守りましょう。 ○地域でどのような犯罪や事故が発生しているか、情報を確認しましょう。 ○地域の防災訓練に参加しましょう。 ○地域の危険箇所や避難方法の確認、非常持出品、家庭内備蓄品を確認しておきましょう。 ○近所で防犯・防災の話題を出し、意識を高めましょう。 ○自身に要介護の必要や障害があり避難時に支援が必要になると思われる場合、周りの人に声をかけておきましょう。

【具体的な取り組み】

①防災・防犯の地域づくりの促進

事業名	事業の概要	担当
防犯・交通安全の推進活動に取り組む団体との連携強化	子どもの登下校時の見守りや、高齢者の消費者被害の防止など、地域ぐるみの防犯活動や関連機関と連携した交通安全活動を促進します。	くらし安全課
高齢者等の見守りネットワークの設置	高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人の消費者被害を防ぐため、地域で見守り支え合う体制を構築します。	くらし安全課
園児等の安心安全のための職員向け防犯講座	幼稚園、保育園、放課後児童クラブなどの職員向けに防犯講座を実施します。	子育て支援課 保育・幼稚園課
自主防災会の体制強化	地域住民の防災意識を高め、地域で協力し合う体制を強化します。	地域防災課
市民防災リーダー育成講座	防災の専門家等による講話、実技訓練などを通して広く防災に関する知識や技術を身に付け、日頃の防災対策推進や災害発生時の応急対応で地域防災の牽引役となる人材を育成するとともに自主防災組織等の地域防災力の向上を図ります。	地域防災課

事業名	事業の概要	担当
災害ボランティア本部開設と運営	南海トラフ巨大地震や台風等による被害が発生したときに備え、災害ボランティア本部の開設訓練を関係部署と連携し開催します。	地域福祉課 社会福祉協議会
避難行動要支援者への支援	毎年、自治会及び民生委員・児童委員の協力により避難行動要支援者台帳の更新を行います。 また、避難行動要支援者避難支援計画の作成を推進します。	地域福祉課
志太榛原地区社会福祉協議会との連携事業	志太榛原地区の社会福祉協議会と連携し、災害時のための講演会を開催するとともに活動する市民の輪を広げます。	社会福祉協議会



(5) 福祉団体、市民グループの活動の促進



【現状と課題】

福祉団体や市民グループへの活動支援

地域で活動している福祉団体や市民グループに対して、様々な支援を行っています。

今後は、随時活動上の課題や活動内容の把握を行い、各団体・グループの状況にあった適切な支援を行い、活動の継続と活性化を支援します。

また、22の団体がボランティア連絡協議会に加入し、活動しています。このほか、NPO団体等の活動もみられますが、活動内容を把握できていない団体もみられるので、今後は、NPO団体等の活動上の課題等を把握し、活動が活性化するよう支援を行います。

【施策の方向性】

- 地域福祉を支える各活動団体・グループに対して、それぞれの課題や活動内容等に応じて、様々な支援を行っていきます。
- 福祉団体や市民グループの活動の広がりが、より地域住民の福祉や課題解決につながるよう実態把握、サポートを進めていきます。
- 高齢者が社会の現役として引き続き活躍する場を整備していきます。

【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉を支えるNPO団体等の活動内容等を把握し、活動への支援を行います。 ○シルバー人材センターの人材確保、活動の活性化を支援します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動をする人が、活動を安全に行い、継続させていくための相談や支援を行います。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動やNPO団体等の活動に関心を持ちましょう。 ○身近に活動・拠点への参加、利用をためらう人がいたときは、活動の内容を伝え、参加のきっかけを持てるようにしましょう。

【具体的な取り組み】

①団体活動（市民活動団体、福祉関係団体等）への支援の充実

事業名	事業の概要	担当
市民公益活動事業費補助事業	まちづくりを市民と協働で推進するため、地域の活性化や地域の課題解決を目指して活動する市民活動団体に補助金を交付し、まちづくり活動を支援します。	市民協働課
福祉関係団体への活動助成事業	福祉関係団体に対し活動費の助成を行い、円滑な活動を支援します。	社会福祉協議会
シルバー人材センターの支援	高齢者の持つ経験や知識等を生かして地域社会で働くことを通じて生きがいを得ると同時に社会に貢献することなどを目的に、種々の業務に取り組んでいるシルバー人材センターの活動を支援していきます。	商工課

②ボランティア活動促進のための支援

事業名	事業の概要	担当
ボランティア連絡協議会運営支援	ボランティア連絡協議会の活動が円滑に進むよう、活動費助成と運営支援を行います。	社会福祉協議会



基本目標3 地域福祉のしくみづくり

地域で困っている人を支えるための公的な施策・事業・サービスは、時代の変化や社会の要請に基づき、順次進められてきています。その一方で、生活課題は複雑化・多様化しており、必要としている人に情報が届いていなかったり、相談を受けても本質や背景、関連する潜在的な課題を捉えきれなかったり、体制の不備や人材不足等により必要な支援を実行できなかったりするなど、様々な課題があります。

今後は、一人ひとりが抱えている問題に対して、課題を的確に捉え、支援につなげられるよう、市や社会福祉協議会が中心となり、一つの部署・機関だけではなく、関連するあらゆる分野が連携し取り組んでいく必要があります。さらに、必要な人に対して公正・公平に必要な支援を行えるよう、適切な制度の運用を進めていくこと、さらには、支援に必要な体制整備・人材の確保育成に向けて、様々な取り組みを進めていきます。

(1) 福祉施策実施体制の充実



【現状と課題】

市、社会福祉協議会の支援体制の充実、強化

地域福祉の支援が必要な人の多くは、制度の狭間で支援の対象に該当せず、周囲からの支援を必要としています。また、多様で複合的な課題を抱える困窮者もみられることから、状況がより深刻になる前に問題解決に着手するためには、市の各部署の連携はもちろん、社会福祉協議会や市内の関係機関との連携も不可欠です。こうした、横断的な支援体制の構築、充実を絶え間なく続けていくことが必要です。

また、民生委員・児童委員や地域福祉推進委員、自治会との連携強化を進めるとともに、各団体・機関の横のつながり、連携を広げ、充実し、それぞれの特長を生かしながら協働できる体制の構築が必要です。

定期的に進捗状況を共有、一体的な事業の推進

主に事業主体である市と実践主体である社会福祉協議会は、これまでも連携して事業を推進してきました。今後も、引き続き事業を実施していくためには、主管課だけではなく、各関係課等を含めて進捗や課題を共有し、ともに検証し、一丸となって改善していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 地域の生活課題の解決に向けて、庁内の連携体制・支援体制を構築します。
- 福祉施策の実施に当たっては、市と社会福祉協議会で施策の進捗状況を共有しながら進めていきます。また、合同で施策効果の検証を進めていきます。
- 自治会や民生委員・児童委員など、地域について詳しい団体や組織との連携・協働の強化を進めます。
- これまでの施策や事業を継続して進めると同時に、新たな課題解決や新規事業の検討・実現に向けて、職員の意識やスキルも向上させていきます。

【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる支援を行えるよう、庁内の連携体制、支援体制の構築、充実を進めます。 ○社会福祉協議会との連携による推進体制、事業の進捗管理体制の確立、充実を進めていきます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の事業者や活動団体、社会福祉法人等との協力体制の整備、拡充に努めます。 ○市との連携による推進体制、事業の進捗管理体制の確立、充実を進めていきます。 ○民生委員・児童委員や地域活動団体等との連携を強化・拡充し、地域の課題把握や支援の充実を図ります。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとを抱えているときは、遠慮なく民生委員・児童委員や市役所、社会福祉協議会に相談しましょう。 ○困りごとを抱えている人を知ったときは、遠慮なく相談するよう促しましょう。

【具体的な取り組み】

①組織内連携、組織間連携の充実強化

事業名	事業の概要	担当
庁内連携体制の構築	制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人（世帯）について、庁内の各部署が連携し把握していきます。	地域福祉課
包括的な支援体制の構築	制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人（世帯）について、必要なサービスや支援が提供できるよう、市と社会福祉協議会及び関係機関・団体が連携し、包括的な支援体制を構築します。	地域福祉課 社会福祉協議会
生きるを支えるやいづきずなプランネットワーク会議・推進対策本部会議	市民・関係機関・団体・行政が、自ら命を絶つことに関する共通した認識を持ち、『生きるを支えるやいづきずなプラン』に関する取り組みの進行状況や新たな課題の整理を行います。	地域福祉課

事業名	事業の概要	担当
地域ケア会議及び地域ケア推進会議の推進	ケアマネジメント支援や課題解決に必要な資源の開発及びそのネットワーク化、地域課題の把握と対応策の検討等を進めるために地域ケア会議を開催します。また、その会議で指摘された課題のうち、市全体で取り組むべき課題等については、地域ケア推進会議を開催して対応していきます。	地域包括ケア推進課

②緊急措置対応

事業名	事業の概要	担当
貸付事業 (生活福祉資金・小口福祉資金)	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、必要な資金を貸し付けし、社会福祉協議会や民生委員・児童委員が必要な相談支援を行うことにより世帯の経済的な自立と生活の安定を図ります。生活困窮者自立支援法と連携した制度です。	社会福祉協議会
援護事業 (旅費欠援護、火事罹災者援護)	旅費のない行旅者に、JR切符を支給します。火災罹災者に対し、見舞金を支給します。	社会福祉協議会



(2) 包括的な相談支援体制の充実



【現状と課題】

多様化、複雑化する課題に対応するための相談窓口、庁内連携体制の充実

市の相談対応は、くらし安全課やこども相談センター、地域福祉課が主な窓口となっており、社会福祉協議会においても、毎週月曜日から金曜日に、市民からの悩みごとや困りごとに対応する「ふくしなんでも相談事業」を行っています。

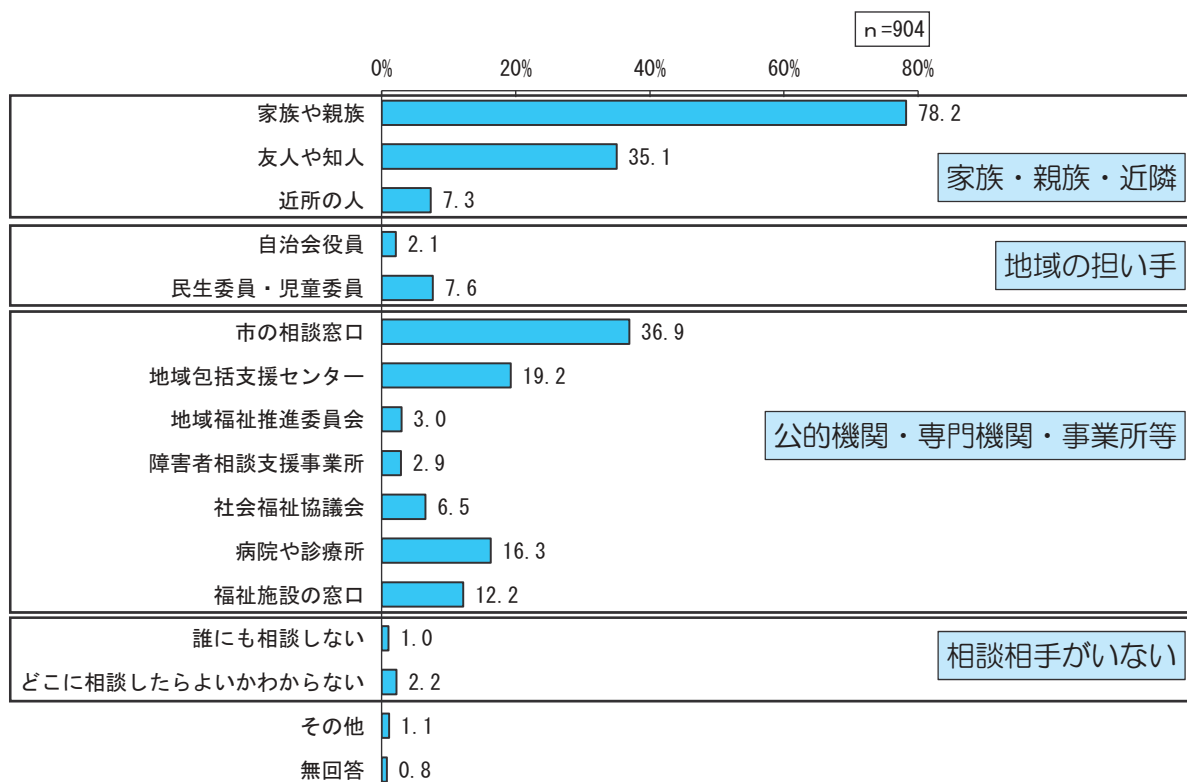
現在は、それぞれの窓口において相談対応を行っていますが、相談内容と関連して支援が必要な状況を把握した際の連携については、相談内容に応じてその都度対応しており、支援に時間を要するケースがみられます。また、相談内容の背景にある根本的な要因について、把握できず課題の解決につながらなかったケースもあります。

今後は、複数の困りごとを抱える人を連携して支援する庁内や関係機関等との連携体制の確立、充実が必要です。また、相談内容の背景にある根本的な要因や生活環境、本人だけでなく家族も含めた包括的な課題を把握し、解決につなげるための職員の資質向上や、課題解決力の向上が必要です。

多様な相談窓口の推進

市民アンケートによると、生活上の困りごと、福祉サービス利用の相談先として「家族や親族」、「友人や知人」等身近な人を選ぶ回答が多くみられます。また、公的機関・専門機関・事業所等の中では「市の相談窓口」、「地域包括支援センター」、「病院や診療所」など、相談内容に応じて相談先を選んでいる人が多いとみられます。その一方で、地域の担い手である「自治会役員」と「民生委員・児童委員」はいずれも10%以下と少数になっています。多くの市民は、目的の内容に応じて相談先を選んでいるとみられますが、身近な地域の担い手である民生委員・児童委員に相談することができること、そこから必要な支援につながることを知っていただくための啓発、情報発信が必要です。

また、「誰にも相談しない」(1.0%)、「どこに相談したらよいかわからない」(2.2%)が少数ながらみられることから、困りごとは遠慮なく相談すること、身近に相談相手がいることを啓発していく必要があります。



権利擁護の充実

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者は年々増えています。これらの人の権利擁護支援の一つである日常生活自立支援事業の利用者数は毎年70人程度みられます。支援対象者の増加に伴い、今後制度利用が増える可能性があることから、社会福祉協議会の権利擁護センターや関係機関と連携し、支援の必要な人それぞれの状況に応じて適切な対応ができるよう、権利擁護に対する理解と啓発が必要です。

なお、成年後見制度の利用促進については、第5章に記載しています。

【施策の方向性】

- 支援が必要な人に対する相談体制や緊急措置対応、そのために必要な庁内及び関係機関との連携体制の充実を図ります。
- 支援が必要な人だけでなく、その家族や知人、介護者等を含めて包括的に課題を把握し、支援につなげる仕組みを充実させ、「断らない相談」の実現を目指します。
- 困ったときの相談先が多様に整備されていることを周知し、多くの市民が悩みごとや困りごとを抱え込まずに相談できることを周知します。
- 市民の悩みごとや困りごと、生活上の課題の複雑化、多様化が進んでいることから、より効果的な支援の実施に向けて、市、社会福祉協議会、関係機関等と連携した相談支援体制の構築、充実を進めます。
- 支援の必要な人に権利擁護に関する必要なサービスを提供できるよう、実施体制の充実を図るとともに、制度の理解促進に向けた情報発信を図ります。
- 対面や電話による相談支援だけでなく、リモートでも相談ができる体制の整備を検討していきます。

【役割分担】

<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各分野の相談窓口を一元化し、包括的な相談支援体制を構築します。 ○各相談窓口において、相談者の困りごと、その背景を的確に把握し、必要な支援につなげます。 ○相談内容に対応できるよう、庁内各課、関係機関等との事例情報の共有化、支援方法の検討等を行い、連携体制の充実を図ります。 ○身近な地域から公的機関、医療機関まで多様な相談先が整備されていることを周知、情報発信します。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中での困りごとの把握、社会福祉協議会窓口での相談対応を行い、必要な支援につなげます。 ○あらゆる地域生活課題に対応し、個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に行い、重層的支援体制整備を進めます。
<p>市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったことが起きたときには、一人で抱え込んだり、家族だけで解決しようとせず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。 ○子どもや高齢者への虐待、DVなどの話を見聞きしたときは、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会の相談窓口へ連絡しましょう。 ○困りごとや悩みごとを抱えている人がいたら、相談するよう伝え、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会の相談窓口を紹介しましょう。

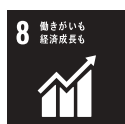
【具体的な取り組み】

①相談体制の充実

事業名	事業の概要	担当
<p>相談支援事業</p>	<p>市民生活の安定と向上を図るため、市民相談員や消費生活相談員等が市民からの相談に対応します。</p>	<p>くらし安全課</p>
<p>こども家庭相談</p>	<p>児童虐待やドメスティック・バイオレンスに関すること、子どもに関する全般的な相談を行います。</p>	<p>こども相談センター</p>
<p>子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互に交流を図る場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援 (利用者支援事業)</p>	<p>子育てに関する情報をわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人(子育てコンシェルジュ)を配置し、妊娠・出産から子育てまでの様々な不安や悩みに対して、総合的に相談支援や情報提供を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

事業名	事業の概要	担当
子育て世代包括支援センター	主に妊娠・出産に関する様々な不安や悩みを相談できる窓口を設置し、母子手帳の交付以降、保健師・助産師が妊娠・出産から子育てまで総合的に相談支援や情報提供を行います。	健康づくり課
女性相談事業	女性専門の相談窓口で、女性が抱える様々な悩みを解決する手助けを行います。	市民協働課
自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランを基に適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。	地域福祉課
ふくしなんでも相談事業	生活に関する悩みごとや日常生活に関する困りごと等について、相談対応を行います。	社会福祉協議会
生きる支援総合窓口の設置	様々な悩みを持つ住民が必要な相談窓口に的確につながるよう支援します。	地域福祉課
障害者基幹相談支援センターの設置	障害者に対して、総合的な相談支援や情報提供を行います。また、相談支援事業所の後方支援の役割を担い、障害者とその家族が安心して相談できる体制づくりを行います。	地域福祉課
障害者の相談支援事業	障害を持つ人やその家族を対象に、生活上の困りごとや福祉サービスの利用に関する相談支援を行います。 また、自立した社会生活を送ることができるよう、一人ひとりに合わせたサービス等利用計画を作成します。	社会福祉協議会
地域包括支援センターによる高齢者の総合相談	介護や福祉に関わる相談、高齢者に対する虐待の防止や権利擁護に関する様々な相談に対応します。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者あんしん相談事業	ひとり暮らし高齢者で支援につながっていない人に対し、電話相談及び個別訪問を実施します。	地域包括ケア推進課
外国人のための相談体制	外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の相談体制を充実します。	市民協働課
権利擁護センター	弁護士や司法書士、社会福祉士等と連携を図りながら、あらゆる権利擁護に関する相談に応じます。また、権利擁護の理解と啓発のための講演会等を開催します。	社会福祉協議会

(3) 福祉サービスの充実



【現状と課題】

福祉サービス実施主体への支援体制の充実、人材確保

公的な福祉サービスとして、高齢者保健福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、貧困対策、自殺対策等、多様な支援体制が整備されています。その一方で、地域の事業者、活動団体からは、「人材不足」、「新しいスタッフが入ってこない」等の意見がみられます。福祉人材の不足は、多くの自治体で同様の課題を抱えており、全国的な課題であるといえます。

今後は、地域を支える福祉サービスにおいて、必要な人材の確保育成など、事業者等の課題に即した支援策の検討、充実が必要です。

また、「制度の狭間」にあつて公的な支援が整備されていない課題の解消、市民への支援に向けて、福祉サービスの実施主体と市、社会福祉協議会、関係機関等との連携体制の充実、効果的な支援体制の検討、構築も必要です。

障害や要介護の状況に応じた外出支援の充実

社会福祉協議会では、自力での外出が困難な障害者や高齢者を対象に、重度身体障害者移動支援や運転ボランティアの派遣、福祉車両の貸し出しを行っています。

このうち、重度身体障害者移動支援は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施するもので、重度身体障害者の外出時にヘルパーによる移動の介助等を行っています。なお、近年では、土曜日や日曜日の利用希望が増加しており、その実現の可否や、実施に当たっての確保、実施体制の整備等の検討が必要です。

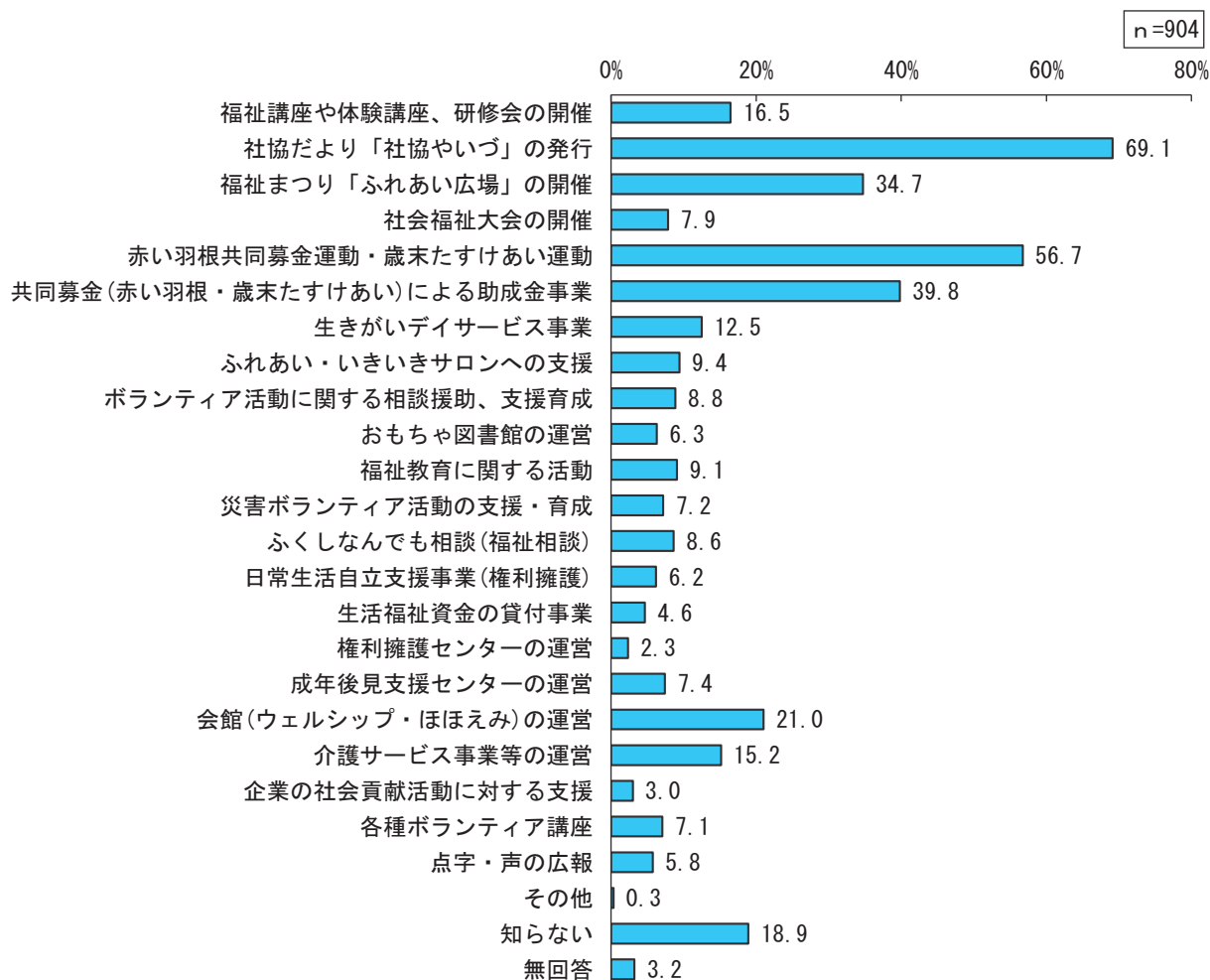
また、福祉車両の貸し出しについては年間延べ400件程度の利用があります。

今後は、高齢化の進行等により外出支援のニーズが増えるとみられ、事業を担える事業者や、福祉車両の運転ボランティアの確保、育成が必要です。

社会福祉協議会の事業の推進

社会福祉協議会による福祉サービスは、新型コロナウイルス感染症の流行による中止・延期を除いて、ほぼ計画どおり実施できており、多くの市民や団体に参加していただいています。その一方で、市民アンケートにおける社会福祉協議会事業の認知度をみると、半数以上の市民に知られている事業は「社協やいづ」の発行、「赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動」があります。

今後は、これまでどおり社会福祉協議会の事業を着実に推進するとともに、事業のPRや市民への参加促進等の取り組みが必要です。



【施策の方向性】

- 公的な福祉支援制度の実施体制を充実するとともに、市民への制度の広報、PRに努めます。
- 地域の福祉を担う、民間事業所やボランティア団体、NPO団体等における、福祉サービスに必要な人材の確保、育成の効果的な支援策を推進します。
- 移動が困難な障害者、高齢者が希望に応じて外出できるよう支援を行い、自立支援の充実を促進します。
- 制度の狭間の市民を漏らさず支援し、課題解消に向かえるよう、庁内や関係機関等の連携による、情報共有、支援体制の充実を図ります。
- 高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備促進に努めます。
- 必要な支援を適切に利用できるよう、制度の周知、啓発に努めます。
- 必要な人に助成が届くよう、情報発信を充実します。また、自分に相談や支援が必要であるとの自覚がない人に、気づいていただけるような該当者別の表示を行うなど、啓発方法・内容等の工夫・改善に努めます。
- 介護現場での人材不足が進む中で、サービスの質の向上を図りながら、介護人材の確保と育成を一体的な取り組みとして計画的に推進します。

【役割分担】

市の役割	<p>○公的な支援体制の整備、連携体制の充実を図ります。</p> <p>○制度の狭間の支援の充実に努めるとともに、潜在的な支援ニーズを把握するため、支援要請を待つことなく介入することも含めた、支援体制の整備を推進します。</p> <p>○市民に対して的確な制度の利用促進、支援制度の内容、利用方法等の広報、PRを行います。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>○地域福祉の充実に向けた事業の実施及び関係機関との連携体制の充実を図ります。</p> <p>○必要な人に必要な支援が届くよう、サービスの充実に努めます。</p> <p>○「どのような人がどのような支援を利用できるか」といった情報を随時発信していきます。</p>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<p>○市には、どのような福祉サービス・制度があるのか、調べてみましょう。また、自分や家族が利用条件に該当し、支援を必要としているときは、市や社会福祉協議会に相談しましょう。</p> <p>○困りごと、悩みごとを抱えたときに、「自分には支援が必要だ」ということを認識し、ためらわずに市窓口をたずね、必要な支援について、相談しましょう。</p> <p>○身近に支援が必要と思われる人がいたら、関係機関を紹介しましょう。また、民生委員・児童委員に相談しましょう。</p>

【具体的な取り組み】

①福祉サービスの充実に向けた支援

事業名	事業の概要	担当
介護入門的研修開催	元気な中高年齢者や就業していない女性を対象とした介護に関する入門的な研修を実施し、市内介護サービス事業所への就労等を促します。	介護保険課
焼津市障害者自立支援ネットワークの開催	サービス提供者が互いに情報共有や関係づくりを行い、サービスの質の向上を図れるよう、焼津市障害者自立支援ネットワークの各連絡会を継続的に開催します。	地域福祉課
会食型給食サービス事業	ボランティアグループ「あじさいの会」へ事業を委託しています。市内を10か所に分け、年8回各公民館等を会場に、ひとり暮らし高齢者にボランティアが手作りしたお弁当を会食形式で開催しています。	社会福祉協議会

事業名	事業の概要	担当
生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを保健福祉事業として提供し、生きがいを持てる健やかな生活の確保に必要な支援を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。	家庭・子ども支援課 社会福祉協議会
地域包括支援センターによる支援	要支援の人のための介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
障害福祉サービスの提供	障害の種別に関わらず、障害のある人が安心して地域で自立した生活が送れるように身体介護・家事援助・同行援護を行います。	社会福祉協議会
高齢者等福祉サービスの提供	高齢者等が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護保険サービスやその他の適切なサービスを提供します。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	日常生活に不安のある高齢者や、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会

②移動に関する支援

事業名	事業の概要	担当
外出時の移動支援事業（重度身体障害者移動支援）	障害者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加における、外出時の移動支援を行います。	社会福祉協議会
福祉車両（ハンディキャブ）貸出事業	身体障害者や歩行困難な人に対し、車いすのまま乗れるリフト付きの福祉車両（ハンディキャブ）の貸し出しと管理を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
移動支援（地域生活支援事業）	単独では外出困難な障害者（児）が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、移動の介助等を行います。	地域福祉課

(4) 重点的な対応が必要な市民への支援強化



【現状と課題】

生活困窮者の自立支援に向けた体制整備

困窮に至る要因は様々であり、それぞれのケースに対して、庁内で連携を取りながら対応に努めています。

今後は、それぞれの相談内容に対して、自立につながるよう各担当の枠にとらわれずに状況を把握し、支援につなげる必要があります。また、支援の分野を広げ、多くの生活困窮者を支援し、自立した生活ができるよう、体制整備が必要です。

地域のコミュニティに入らない・入れない人への支援

本人や家族の事情により、地域のコミュニティに参加しない、又は、参加できない人がみられます。また、外国人においては、生活ルールの理解不足や文化習慣の違いにより、地域のコミュニティに参加できない人もみられます。このような住民は地域の中で孤立しがちになり、課題があっても自分では発信できず、支援が困難になります。

今後は、地域のコミュニティに入らない・入れない人の有無や実態を把握し、どのような支援が必要か検討していくことが必要です。

潜在化しやすいニート、引きこもり、虐待、DV等の把握、支援の充実

生活困窮につながる可能性の高いニートや引きこもりの人は、その実態を把握することが困難です。本人の存在が知られていなかったり、家族が実態を隠すケースもみられます。また、家庭内での虐待やDVについても、本人や家族が誰にも相談できず、潜在化しやすいことが課題です。

今後は、地域住民との協力により、潜在している課題を把握するとともに、支援が必要な人及びその家族等も含めて支援できるよう体制の整備、充実が必要です。また、地域活動への参加、就労促進につなげることも必要です。

生活保護制度の適切な運用

生活保護受給世帯は、平成21年度から令和元年度までの10年間で2倍近い増加となっています。高齢化により、今後も変動する可能性があります。

今後は、失業や収入の減少により生活を維持できない人の生活を守るため、法制度に基づき生活保護制度の適切な運用を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- 制度の狭間で公的な支援の利用が困難な人に対して、実態を把握し、フォーマル・インフォーマル様々な施策・事業を活用し、適切な支援につなげていきます。
- 生活困窮者自立支援のメニューの拡充を図り、生活困窮者の状況に応じた早期解決・自立へ向けた支援を推進していきます。また、自立した生活が困難な市民に対して遠慮なく相談するよう、また、利用できる支援内容等について広報・啓発を図ります。
- 課題を抱え込みながらも表面化しない人、相談や支援を受け入れられない人の実態把握に努めるとともに、状況に応じて関係機関との協議、連携により、積極的な介入（アウトリーチ）の取り組みを推進します。
- 制度の狭間の市民を漏らさず支援し、課題解消に向かえるよう、庁内や関係機関等の連携による、情報共有、支援体制の充実を図ります。
- 課題解消に時間を要するケースについては、継続的な支援体制の整備を図ります。
- 地域のコミュニティに入らない・入れない外国人や特別な事情を抱えている住民に対して、本人や家族に寄り添い、必要な支援の検討、実行を図ります。

【役割分担】

<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○潜在的な課題、地域コミュニティとのつながりの課題を抱えている人を把握し、必要な支援につなげます。 ○支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、適切な制度運用を推進します。 ○相談をためらわず、遠慮なく市や社会福祉協議会に相談するよう啓発を図ります。 ○事業実施体制の充実、支援メニューの拡充を図るとともに、相談者の自立につながるような支援の実施に努めます。 ○課題の状況に応じて、積極的な介入を行えるよう体制・制度の整備を進めます。 ○相談者に寄り添い、長期的な対応を視野に入れながら、伴走する支援に努めます。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談を受けたときは、市と情報を共有し、地域と連携しながら、課題を抱えている人への支援を行います。 ○支援を必要とする人を把握したときは、市や民生委員・児童委員等と連携しながら、アプローチを図り、支援を行います。
<p>市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に関心を持ち、近所の人と交流の機会をもちましょう。 ○自立した生活が難しくなったときには、早めに市の相談窓口にご相談し、自立のために必要な支援やサービスを受けましょう。 ○生活支援が必要な人に気づいたら、関係機関への相談を勧めるとともに、市の相談窓口や地域の民生委員・児童委員にご相談しましょう。

【具体的な取り組み】

①多様な課題への対応

事業名	事業の概要	担当
ニートや引きこもりの人の社会参加促進	ニートや引きこもりの人が地域活動や就労できるよう、本人の状況に応じた活動の場、活動内容の検討、社会参加の促進を行います。	地域福祉課
家庭・子ども支援事業	長期化・深刻化した不登校児童・生徒を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーなどの専門職やこども相談センターなどの専門機関と緊密に連携し、ケース会議をしたり家庭訪問したりするなど、家庭・子どもへの総合的な支援を行います。 また、経済的な問題を抱える家庭へ情報提供等の支援や、様々な困りごとから学校生活に不安を感じている家庭への支援を行います。	家庭・子ども支援課
学校運営協議会設置事業	「わたしたちの地域のわたしたちの学校」を合言葉に、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が両輪となった取り組みを充実させながら、学校や地域が抱える課題を解決するとともに、学校と地域が連携・協働（共有）し、当事者意識を持って子どもの成長を支えていく学校づくりを進めるコミュニティ・スクールを目指します。	学校教育課

②生活困窮者の自立支援

事業名	事業の概要	担当
生活困窮者自立支援事業の推進	現在は、自立相談支援事業（生活困窮者が抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握）や住居確保給付金（経済的に困窮し、住居を喪失した者に対し給付金を支給）など、6つの事業による支援体制を整備しています。 支援が必要な人の状況把握を進めながら、対応メニューを充実させていきます。	地域福祉課
生活困窮者の自立相談体制の構築	生活困窮者自立支援事業の実施に当たり、関係機関との協力体制の整備を進め、対象者の自立を支援できるネットワークを作ります。	地域福祉課
経済的困窮家庭への就学費用等の支援	経済的理由によって、小・中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象にした学用品費等の援助（就学援助制度）、高等学校等の就学が困難な者を対象にした学資の貸与を行います。	教育総務課 地域福祉課

事業名	事業の概要	担当
生活困窮世帯の子どもへの学習支援	生活保護受給世帯等の子どもを対象に、学習支援及び教育相談を実施し、学ぶ機会の提供により、進学促進と就職による自立促進を図ります。	地域福祉課
居住の安定の確保	住まいのセーフティネットである公営住宅を必要とする人に適切に供給されるよう市営住宅の適切な供給管理や入居者管理を行います。	住宅・公共建築課

③外国人住民への支援

事業名	事業の概要	担当
外国人児童生徒教育支援事業	市内小・中学校に通う日本語の習得が不十分な児童生徒のために、外国人児童生徒支援員による日本語指導や学習指導を行います。また、学校からの通知等の翻訳や面談等での通訳を行います。	学校教育課
外国人住民の地域活動への参加促進	地域団体へのサポートの充実など、関係機関、団体が協働し、外国人住民が地域社会の一員として活躍するための環境整備に努めます。	市民協働課

④再犯予防活動の支援

事業名	事業の概要	担当
保護司の活動支援	犯罪をしてしまった人や非行少年の更生、社会復帰を支援する保護司の活動を支援するため、その活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置運営を支援します。	地域福祉課

(5) 情報提供の充実

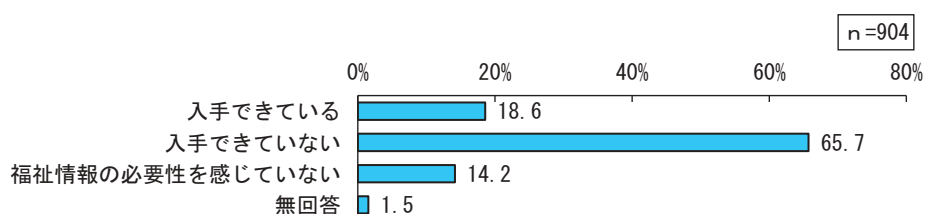


【現状と課題】

自分に必要な福祉情報へのアクセスの改善

市民アンケートによると、必要な福祉情報を入手できていない人は65.7%となっています。市では、市ホームページや広報紙、市の窓口において、各種情報を発信していますが、多くの市民に伝わっていない状況となっています。

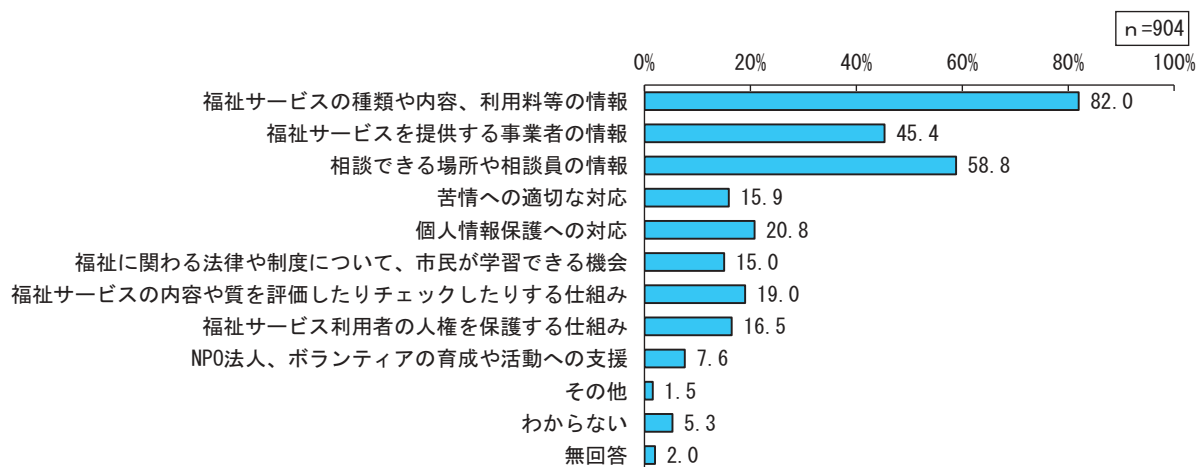
今後は、市民の誰もが、必要なときに必要な情報が得られるよう、福祉情報へのアクセスの方法の検討、改善（情報のバリアフリー）を進めるとともに、ホームページや広報紙等において、表現や紙面構成の検証、改善が必要です。



市民に必要な情報の検証、発信内容の改善

市民アンケートによると、福祉サービスを安心して利用するために必要なこととして、「福祉サービスの種類や内容、利用料等の情報」が8割を超えており、サービスの情報が大きな判断材料となっています。

今後は、市民に必要な情報が何かを検証するとともに、情報がわかりやすく、すぐ見つけられ、支援を必要とする人に必要な情報が届けられるよう、発信内容・方法の改善が必要です。



【施策の方向性】

- 多くの市民がアクセスしやすく、わかりやすい情報発信の手段として、市ホームページの効果的な活用、改善を図ります。
- 「必要な人に必要な情報」を的確に伝えるため、また、地域福祉について関心を高める（動機や気づきとなる）ため、効果的な情報提供の方策を検討し、絶え間なく改善・効果の把握を続けながら、多様な手段を活用して情報発信を行います。
- 公共施設等を訪問する機会のない人、広報紙を読んだりホームページにアクセスしたりすることのない人に対し、必要な情報を伝えるための手段や方法を検討し、実践していきます。
- 障害のある人や高齢者、ひとり親家庭、日本語でのコミュニケーションが取れない人など、情報へのアクセスが容易ではない住民に考慮した情報のバリアフリーを進めていきます。
- 広報紙や情報冊子等を読みやすくなるよう改善していきます。

【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none">○多くの市民が必要とする福祉情報をわかりやすく、アクセスしやすい手段として、SNS や市ホームページ、広報紙を活用した情報発信を行います。○相談窓口に、コミュニケーションボードや外国語のガイドブックを配置します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none">○伝わりやすく、興味を持ってもらえる広報誌、チラシづくりを行います。○時代の変化に即した、情報発信手段、内容の検討、導入を行います。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none">○耳寄りな情報があれば、近所の人にも伝えましょう。○支援やサービスを必要とする人に、知っている情報を伝えましょう。

【具体的な取り組み】

①制度やサービスに関する情報の提供

事業名	事業の概要	担当
地域福祉の事業、活動、サービスの情報提供の充実	ホームページや広報紙で、わかりやすい情報を随時更新し伝えます。	地域福祉課 社会福祉協議会
市ホームページの充実	市民にわかりやすいホームページになるように努めます。	シティセールス課
多言語での情報提供	広報紙や生活ガイドブックなどにより、多言語で情報提供を行います。	市民協働課
やいちゃんのA I 総合案内(チャットボット)の活用	市ホームページ及びLINE で利用できるチャットボットサービスにより市民の質問に24時間365日A I が自動回答します。	シティセールス課
LINE による情報発信	焼津市LINE 公式アカウントで利用者が希望する情報を定期的に配信します。	シティセールス課
『社協やいづ』発行事業	社会福祉協議会事業のPRや募集・報告など、読まれる広報誌の発行に努めます。	社会福祉協議会
社会福祉協議会ホームページの充実	ホームページの特性を生かし、情報更新を随時行い、社会福祉協議会活動のPRに努めます。	社会福祉協議会
点字広報・声の広報発行事業	視覚障害者や活字を読むことが困難な人に、市や社会福祉協議会が発行している広報紙等をボランティア団体が点訳・音訳をして郵送します。	地域福祉課 社会福祉協議会

②市ホームページや広報紙を活用した意識啓発

事業名	事業の概要	担当
市ホームページや広報紙を活用した関連情報の発信	市ホームページや広報紙において、地域福祉を多くの市民に知っていただけるよう、福祉や障害等の関連情報を掲載します。	地域福祉課